

国立大学法人大分大学挾間キャンパス交通対策専門部会細則

平成25年12月18日制定

平成25年細則第20号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学交通対策委員会規程（平成25年規程第63号）第7条第2項の規定により、挾間キャンパス交通対策専門部会（以下「専門部会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 専門部会は、挾間キャンパスに係る次に掲げる事項について審議する。

- (1) 入構規制に関する事。
- (2) 駐車規制に関する事。
- (3) 駐車場に関する事。
- (4) その他交通対策に関する事。

2 専門部会は、前項の審議結果について、学長に報告しなければならない。

(組織)

第3条 専門部会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副学部長
- (2) 副病院長
- (3) 看護部長
- (4) 医学・病院事務部長

(委員長)

第4条 専門部会に委員長を置き、前条第1号の副学部長のうち、総務・教育担当の者をもって充てる。

2 委員長は、専門部会を招集し、その議長となる。

3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 専門部会の会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 専門部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又はその意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 専門部会の事務は、医学・病院事務部経営戦略課において処理する。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この細則は、平成25年12月18日から施行する。

附 則 (令和3年細則第10号)

この細則は、令和3年4月1日から施行する。